

## 総合型企業年金のガバナンスに関する要望

平成29年8月30日

企業年金連合会

社会保障審議会企業年金部会においては、確定給付企業年金のガバナンスについて議論が行われており、その中で、総合型DB基金への対応として、代議員の選任のあり方や会計監査に関する論点が提示されているところです。

今般の第19回社会保障審議会企業年金部会で示された論点に対して、政策委員会総合型企業年金小委員会において、別添のとおり要望事項がとりまとめられましたので、よろしくお願いいたします。

平成29年8月30日

## 総合型企業年金のガバナンスに関する要望

### 政策委員会総合型企業年金小委員会

総合型企業年金は、中小企業における企業年金の普及・発展に重要な役割を果たしてきております。特に総合型厚生年金基金においては、中小企業の従業員の受給権を守るために、企業年金の存続・維持に向けて、総合型DB基金への移行の実施又は移行に向けた検討など、様々な取組を行っているところです。また、総合型DB基金への移行後においては、実施事業所数、加入者数及び資産額等が減少する中で、実施事業主及び基金事務局は、企業年金の存続・維持に向けて、コスト削減を図るとともに、その事業運営について、適正な取扱いに努めているところです。

社会保障審議会企業年金部会において、総合型DB基金への対応に関する論点が示されておりますが、政策委員会総合型企業年金小委員会としては、現場の意見を踏まえた措置を検討いただくよう、以下のとおり要望いたします。

## 1. 代議員の選任について

- ・ 第19回の社会保障審議会企業年金部会（以下「企業年金部会」という。）において、代議員の選任のあり方に関する論点として、「総代会制度の例も参考としつつ、選定代議員の数は事業主の数の10分の1（事業主の数が500を超える場合は50）以上とする」と示されている。
- ・ この案に従えば、多くの総合型DB基金において代議員の数を増やすことが必要となり、互選代議員も合わせると実質的に最大100人で代議員会を開催することとなるが、厚生年金基金から移行して設立された総合型DB基金は、実施事業所数が減少傾向にあり、また、実施事業所の大部分が社員数5名以下の企業といった基金もあるなど、代議員の数を増やすことが困難である事例も少なくないと考えられる。また、全国規模で実施事業所を有する総合型DB基金の場合は、大規模な形式での代議員会の開催は、物理的にも、金銭的にもコスト負担が大きく、現実に即しているとは考え難い。
- ・ そもそも、いわゆる総代会は、協同組合等において組合員等が議決権を行使する総会に代えて設置されるものであるのに対し、企業年金基金の代議員会は、実施主体である事業主が選定する代議員と加入者が互選する代議員が重要事項を審議するものであって、その性格を異にするものであり、物理的に開催可能であることや有効な議論を行うことといった本来の趣旨目的を損なうことは避ける必要がある。

- また、企業年金部会では、基金の運営に無関心な事業主は、自身が組織の実施主体であるという意識が希薄になりがちであるため、その責務を果たさないことがガバナンス上の問題とされ、その改善策として、代議員の数を見直すことが提案されているが、代議員の数を増やすことによって、組織の実施主体であるという意識が必ず高まるというものではなく、むしろ、積極的な情報開示の推進などにより基金の運営方法を見直すことの方が、基金参画に対する意識・関心が高まるのではないかと考えられる。
- 企業年金制度は、公的年金を補完する側面を持ち、事業主による企業年金の実施を促し老後所得の保障を図る制度であり、その中で、総合型DB基金は、中小企業の企業年金を維持するための重要な制度である。現在、多くの総合型DB基金は厚生年金基金から移行し、又は移行した直後の過渡期にあることから、まずは、円滑な移行を確保することにより、中小企業の従業員の老後所得の保障を図ることが重要である。また、厚生年金基金から総合型DB基金へ移行した実施事業主は、総合型DB基金に対して高い関心を持っているといえる。代議員の選任に係る規制については、各基金における情報開示などの実態調査を行うなど、ガバナンスの状況についての継続的な検証を行った上で、十分な時間をかけて検討いただきたい。
- さらに、厚生年金基金から移行した総合型DB基金の中には、現状においても適切なガバナンスに取り組んでいる事例（各事業主への個別の事業説明や情報交換会の開催、ホームページや広報誌による適時の情報提供など）もあり、そのような総合型DB基金については、企業年金部会で示された代議員規制の適用を除外

することや規制の一部を緩和することについても検討いただきたい。

- ・ なお、総合型DB基金の事業主の多くは中小企業であり、総合型厚生年金基金から総合型DB基金への移行に際し、事務費掛金が減少している中で、代議員会については、基金の重要事項を審議するという重要な機能を確保しつつ、柔軟かつ時代に即した対応を行っていく必要がある。この点、現行法令等においては、書面による議決権等の行使が可能となっているが、確定給付企業年金規約例には書面による議決権等の行使に関する例が示されておらず、企業年金の実務において当該規約例に位置付けることが重要である。このため、実施事業主が基金の意思決定に参画する方法として、代議員会への書面による参加やインターネット等を通じた代議員会の開催などに関する例を当該規約例に追加していただきたい。

## 2. 会計監査について

- ・ 第19回の企業年金部会において、総合型DB基金における会計の正確性の確保に関する論点として、「まずは、総合型DB基金の監事監査に帯同する等の形で公認会計士による合意された手続（AUP）を導入してはどうか」とされ、その導入に際して「一定規模以上の総合型DB基金（貸借対照表（年金経理）の資産総額が20億円超）について、会計監査又は公認会計士によるAUPを受けることとする」と示されている。
- ・ しかしながら、AUPに係る金銭的なコストが具体的に示されていない中で、その導入について検討することは難しく、仮に金

銭的なコストが明らかになったとしても、それによる事務費の追加負担は、総合型DB基金の規模や財政状況によっては、困難となる例も少なくないと考えられる。また、役職員が数名といった基金の場合には、事務負担も過大となり、年金給付業務が滞ることも懸念される場所である。したがって、AUPの導入については、各基金における監査費用の負担能力及び受入れ態勢を勘案いただきたい。

- ・ 不正防止のための方策を検討するに当たっては、負担能力を超えて公認会計士によるAUPを実施することではなく、例えば、総合型DB基金の監事がAUPの実務指針に基づいたチェックを行い、その結果を地方厚生（支）局に提出するなど、まず、内部の牽制効果を高めて基金の運営体制の充実を図ることを検討いただきたい。
- ・ なお、企業年金部会では、AUPの着眼点、基準等の手続の詳細については、公認会計士協会、厚生労働省及び総合型DB基金関係者が連携しながら検討することとしてはどうかとされているが、検討に参加する総合型DB基金関係者を含め、総合型DB基金の意見を十分に踏まえて対応いただきたい。
- ・ さらに、連合会会員たる総合型企业年金からは、別紙のようなさまざまな意見があったので、これについても考慮していただき、適切な施策を講じていただきたい。

以上

## 別紙 企業年金連合会会員である総合型企業年金の主な意見

### 1. 代議員の選任について

- ・ 事業主に対して、メール配信、基金ホームページや機関誌などにより基金の運営状況等を周知し、さらに、(総合型厚生年金基金からDB基金への)制度変更により、事業主への説明会や同意書の取得等を行ってきており、これまで以上に基金への参画意識が高くなっている。このような基金の実状を確認の上、承認制による個別対応の検討をお願いしたい。
- ・ 規約等で参加可能事業所を一定の業種、同業者といった特定範囲に絞っている場合、代議員数規制の適用除外又は緩和をしていただきたい。
- ・ (代議員数の)基準値設定に当たり、中小・少人数事業所が多い実態を踏まえ、事業所数だけでなく加入員数も考慮いただきたい。
- ・ 事例としてあげられた相互組織、共同組織と総合型企業年金基金を同列で論じることに違和感。相互組織、共同組織の総代定数を契約者数・組合員数との比率でみるべき。(代議員の定数についても)基金の加入員数等との比較で妥当性を検証していただきたい。
- ・ 代議員数規制の適用除外条件の(ウ)について、現実的でないため、削除していただきたい。削除不可の場合、適用除外基準を「いずれにも」から「いずれか」に緩和していただきたい。
- ・ 代議員数規制の適用除外の条件について

(イについて) 上部団体が、基金の意思決定に先立ち、基金現場の方針(事業計画等)を決定することは、実態としてありえないのではないか。方針の報告と確認、(事後)承認というのが現実的。

(ウについて) 不特定の未然の事象に対する委員会設置、その上での規定策定、定款への盛り込み等は非現実的と考える。

### 2. 会計監査について

- ・ (加入者・事業主に対する)全面的な「情報開示」ができる組織体制の強化、透明性の強化により、見られている意識を求める事につくる。より「情報開示」を強化すれば、それに応えるためにより大きな説明責任が求められることになり、ガバナンスは自然と強化されるはずである。
  - ・ 「会計の正確性の確保」のためには、これまで多くの総合型厚生年金基金において実施されてきた毎月の月例監査を参考にすべき。月例監査では、企業年金制度に一定の知識と経験を有する第三者の方に委託し、監査調書に基づき、主として経理関係を中心に毎月の事業状況について監査していただいた。
- 「公認会計士による合意された手続(AUP)」の活用が好ましいのであれば、月例監査の監査調書にその趣旨を生かすように改善してはどうか。

- ・ (基金の会計監査が)すべて公認会計士及びその監査法人でなければならない業務とは言えないと考える。したがって、公認会計士(監査法人)ありきではないと考える。
- ・ 費用がどの位掛かるのかわからないが、基金の負担を減らすために隔年又は数年に 1 回にできないか。その間についてはAUPの実施項目を基金の監事がチェックしてはどうか。
- ・ 年金経理(責任準備金等)の適正性は、幹事受託機関の精査、年金数理人の検証で担保されており、別途監査を行う余地が乏しいため、例えば業務経理だけにするなど、対象の具体的な検討を要望する。
- ・ AUPの導入による事務費の追加負担は避けられず、総合型DB基金の規模や財政状況によらず、事業運営が困難になると考えられる。したがって、AUPの導入については、各基金が、代議員会で議決することとし、基金の自主判断に委ねていただきたい。
- ・ (公認会計士による監査(AUP)を導入するとなった場合)基金によっては、事務費掛金の引き上げが不可避となり、事業主から理解が得られなくなるなど、制度そのものの存廃に発展する可能性がある。

### 3. その他

- ・ 代議員定数の増員、会計監査の導入の議論の中に当事者である総合型DBの関係者が入っておらず、一方的な議論となっているので、実態を調査、把握し、幅広く関係者の意見を聴取しつつ、十分な時間を配した検討をお願いしたい。
- ・ 中小企業で構成されている総合型DBの財政は厳しく、経費節減推進のなかで、制度の存続に係る事務費の大幅負担増は理解が得られない。さらなる基金の自主判断や選択できる余地、また例外規定の設置等検討をお願いしたい。